

# 社会福祉法人緑伸会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑伸会（以下「法人」という）の定款第8条、及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関して、必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事である。

2 本規程でいう会議とは、法人の理事会と評議員会である。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

4 実費弁償費は、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をい、報酬とは明確に区分されるものとする。

5 理事及び監事は、施設長等職員から選出された理事を除き、原則非常勤とする。

## (会議の出席報酬等)

第3条 役員が会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 役員及び評議員が会議に出席し、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、本条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 本条に関する交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 報酬は別表2に定める年間総額を超えない範囲とする。

## (役員の報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事には、別表3により月額報酬を支払うことができる。ただし、理事長及び業務執行理事に月額報酬を支払う場合、会議に出席した報酬は支払わない。

2 理事長及び評議員以外の役員が会議開催以外の日において、理事長の命を受けて法人及び法人の経営する施設（以下「施設」という）の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、その役員が施設の職員と兼務していない場合においてのみ、これを支払うことができる。

3 本条に関する交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 報酬は別表2に定める年間総額を超えない範囲とする。

## (監事の報酬等)

第5条 監事が会議開催以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 本条に関する交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 報酬は別表2に定める年間総額を超えない範囲とする。

(出張旅費等)

第6条 役員が、法人業務のために出張する場合は、別表5により日当及び旅費等をその都度支給することができる。

2 その他、法人業務のための業務遂行に必要な経費（実費）をその都度支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(支給日)

第7条 理事会及び評議員会の出席報酬及び実費弁償費は、原則として出席した会議の終了時に支給する。

2 本規程第4条2に規定する報酬及び実費弁償費は、原則として内容等を報告した理事会の終了時に支給する。

3 本規程第5条に規定する報酬及び実費弁償費は、原則としてその終了時に支給する。

4 理事長業務報酬及び業務執行理事業務報酬については、原則として法人の職員給与支給日と同日に支払う。

(支給方法)

第8条 役員及び評議員の報酬及び実費弁償費ならびに出張旅費等は、原則として現金による直接支給とする。ただし、理事長業務報酬及び業務執行理事業務報酬については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第9条 理事長及び業務執行理事が月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、50銭未満の端数についてはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数についてはこれを1円に切り上げる端数処理を行う。

(適用除外)

第11条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第13条 この規程の改正は、評議員会の承認を経て行う。

付則 この規程は、平成31年 1月17日より施行する。

付則 この規程は、令和 3年 6月19日より適用する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
会議出席報酬 (テレビ会議等での参加を含む)	10,000 円 (日額)	2,000 円 (日額)
決議の省略	5,000 円	支給なし

※上記の報酬額は支給する際の所得税を控除した金額である。

別表2（第3条関係）

名 称	年間総額
理事長	2,700,000 円
業務執行理事	660,000 円
監事	400,000 円
理事(理事長・業務執行理事除く)	300,000 円
評議員	100,000 円

別表3（第4条関係）

名 称	報 酬
理事長業務報酬 (第1項関係)	200,000 円 (月額)
業務執行理事業務報酬 (第1項関係)	50,000 円 (月額)
理事等業務報酬 (第2項関係)	10,000 円 (日額)

※上記の報酬額は支給する際の所得税を控除した金額である。

別表4（第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
監事業務報酬 (監査業務の執行)	50,000 円 (一回)	2,000 円 (日額)
監事業務報酬 (指導検査立会い)	30,000 円 (日額)	2,000 円 (日額)

※上記の報酬額は支給する際の所得税を控除した金額である。

別表5（第6条関係）

交通費	宿泊費	日 当	その他
実 費	14,000 円	3,000 円	実 費

※上記の報酬額は支給する際の所得税を控除した金額である。